

業 務 委 託 仕 様 書

■ 業務名称

検査済証のない既存建築物の増築等における法適合性の確認及び確認申請審査等の取扱いに関する検討業務

■ 委託期間

委託契約締結日から平成28年2月29日（月）まで

■ 業務目的

大阪府内建築行政連絡協議会（以下「大連協」という。）が策定した「既存建築物の増築等における法適合性の確認取扱い要領」に基づく、検査済証を受けていない既存建築物への増築等（以下、「検査済証なし増築等」）への対応について、特定行政庁及び指定確認検査機関の役割のあり方を踏まえ、既存建築物の調査方法や増築等の確認申請の審査方法を検討するため、法律・実務上における課題把握や課題解決に向けた方法等を整理する。

■ 委託内容

下記の項目に関して、大連協総則部会のワーキンググループの協議・検討の場で使用する資料を作成する。

（1）検査済証なし増築等を行う場合の法的検討

検査済証なし増築等は建築基準法（以下、「法」という。）内に明確に規定がないが、特定行政庁・指定確認検査機関が調査・審査を行う際の法上の位置づけや解釈について検討を行い、法的課題等を整理する。

（2）検査済証なし増築等にかかる審査のリスクの検討

検査済証なし増築等の確認申請を想定し、指定確認検査機関が審査する場合の審査リスクについて同一棟増築・別棟増築の場合などについてケーススタディを行い、各ケースにおける法的リスクについて整理する。

（3）検査済証なし増築等にかかる審査の事務フローの検討

検査済証なし増築等にかかる確認申請について、指定確認検査機関が審査する場合の特定行政庁と指定確認検査機関等における事務の手続フローを複数作成し、それぞれのメリット・デメリット等について整理する。

（4）検査済証なし増築等を行う場合の構造上の安全性の確認方法の検討

検査済証のない既存建築物にかかる構造上の安全性確認を行うための現況調査の方法について、安全性の担保や実施可能性等について検討し、メリット・デメリット等について整理する。

■ 成果品

○検討調査報告書 製本 3 部
WORD データ 1 式

■ 付 則

- (1) 受託者は、常に部会担当者と密接な連絡を取り業務を遂行すること。
- (2) 本業務に関する協議、打合せ等に要する必要経費は全て受託者の負担とし、受託者は議事録を作成する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、大阪府内建築行政連絡協議会及び受託者の両者が協議の上、書面を交わし、これを処理するものとする。